

○皆さまと語る会開催要領

平成20年4月1日

改正 平成21年4月1日

平成22年1月4日

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成28年4月1日

(趣旨)

第1 皆さまと語る会は、市長と市民との対話を通じ、市政への理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりに関する意見又は提言を聴くことにより市民参加の協働によるまちづくりを推進することを目的に開催するものとする。

(種別)

第2 皆さまと語る会の種別は、意見集約会とふれあい座談会とする。なお、ふれあい座談会については、市長との意見交換会と市長と語り合う会に区別する。

(開催)

第3 皆さまと語る会は、次のとおり開催する。

(1) 意見集約会

意見集約会は、市主催により、次に掲げる団体を単位とし、必要に応じ開催するものとする。

ア 行政区

イ 地区コミュニティ推進協議会

ウ 市内を活動拠点とする各種団体又はグループ等の中で、市長が指名した団体又はグループ等

(2) 市長との意見交換会

市長との意見交換会は、1号で掲げる団体を単位とし、市主催により開催するものとする。

(3) 市長と語り合う会

市長と語り合う会は、参加者を公募等により決定し、市主催により開催するものとする。

(参加者)

第4 皆さまと語る会に参加できる人は、市内在住者とする。ただし、各種団体又はグルー

プを対象に開催する場合については、当該団体又はグループの会員に限り市外在住者も参加できることとする。

2 参加者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人又は団体の権利に関する事項など、これからの市全体又は地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項はテーマとして取り上げないこと。
- (2) 放談等、騒ぎたてることをしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、皆さまと語る会を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(テーマ)

第5 皆さまと語る会のテーマは、次のとおりとする。

(1) 意見集約会

市政の運営に関する重要な事項の中で、市長が特に市民の意見を聴く必要があると判断した事項

(2) ふれあい座談会

これからの市全体又は地域のまちづくりの推進に関することで、市長が特に市民の意見を聴く必要があると判断した事項

(開催手続)

第6 皆さまと語る会を開催しようとするときの手続は、次のとおりとする。

(1) 意見集約会

市長は、意見集約会を開催しようとする日の1月以上前に「意見集約会の開催について(様式第1-1号)」により、参加を依頼する団体の代表者に依頼しなければならない。

(2) 市長との意見交換会

市長は、市長との意見交換会を開催しようとする日の1月以上前に「市長との意見交換会の開催について(様式第2-1号)」により、参加を依頼する団体の代表者に依頼しなければならない。ただし、当該団体が開催する総会等、市長に対して出席依頼があった行事等の開催日に開催する場合で、当該団体から同意が得られている場合は、この限りではない。

(3) 市長と語り合う会

市長は、広報みよし、市ホームページなどを利用し、参加者を募集し決定する。

(会場)

第7 皆さまと語る会の会場は、公民館等の公共施設とする。

(開催日及び時間)

第8 開催日及び時間は、次の各号に掲げるいずれかによるものとする。

(1) 平日の午後5時以降の2時間程度

(2) 市役所の開庁時間内の1時間程度

2 前項に定める開催日及び時間によることが困難な場合は、双方が協議し、決定するものとする。

(出席者)

第9 皆さまと語る会へは、市長が出席するものとする。ただし、市長が特に必要と判断した場合、説明員として職員を出席させることができる。

(庶務)

第10 皆さまと語る会の庶務は次のとおりとする。

(1) 意見集約会 意見集約の対象となる業務を所掌する課等

(2) ふれあい座談会 広報広聴担当課

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月4日)

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。